

1 答申概要

(1) 新文化会館建設計画の経緯に関すること

① 建設場所の選定

駐車場不足の懸念も考慮しながら、現在地を建設場所にして改築した。実質的に庁内会議で決定し、市民や議会へはその後承諾を得るかたちとなったが、その手続き・判断に違法・不当な点はない。

② 設計者選定と設計のプロセス・手法

総合評価方式（価格以外の要素も加えて公共工事を入札する方式）にすればこれほどの金額の上振れはなかったと考えられるが、公募型プロポーザル方式で設計者を選考し、市民説明会等を通して設計を確定していった手法は、異例のものであるとも認められず、本件の場合には適切であった。

③ 座席数

1座席当たりの面積を従来よりも広げるという方針、その他音響や安全性の確保の観点等から総合的に判断し、座席数確保の優先順位が劣後してしまったことはやむを得ない変更であった。

(2) 工事費・契約等の経過に関すること

① 積算金額（当初予定価格）の増額要因について

ア 建設物価の高騰

イ 建物形状の特殊性から、鉄骨工事費・金属工事費や仮設工事を含む共通費が特に増大（特殊形状の建物については共通費の占める割合が大きく、その見積もりが甘かった。）

ウ 仕様変更（外壁工事、ユニットその他工事）

エ 大手企業が1社で、競争入札の形とならなかった。

② 入札不調が続いた上での落札であったことについて

市は、地元業者に発注させる意向が強く、3回目の入札不調まで地元業者の技術力不足が要因ではなく、価格等の問題と捉えていたため、設計の大幅な見直しは検討されなかった。3回目の入札不調後、地元業者の連名による辞退届により技術力不足を認識したことから、参加資格に大手を加えることとし、大手ゼネコンが代表で地元業者を構成員とする共同企業体への落札となった。

③ 変更契約により増額となった要因について

ア 設計変更（減額変更分を含む）に伴うもの 約4.1億円

強度・遮音性を高めるための屋根下地の変更（工事費約3.1億円）、大ホール天井等の取付補強の変更（同約9,100万円）及び維持管理軽減のための点検と修理用の足場等の追加（同約4,200万円）は、実施設計段階で対応すべきものであった。

イ インフレスライドに伴うもの 約1.9億円

④ 指示書による変更

当初契約後、施工業者と設計事務所の提案を受け、追認する形で、変更契約（議会の議決）をせずに、指示書により各工事の変更を進めてきた。市は、いつもの運用として、議会の承認を得ることを考慮しなかったものであるが、変更指示をした時点で実質的な増額の変更契約であり、議決がなされておらず、議会の承認無く工事費が増額となる変更指示をしたことは、違法である。

しかし、市の説明にも一応もつともなところが認められ、違法不当な目的も認められず、最終的な議決もなされたことから、瑕疵は治癒されたと解する。ただし、変更の指示に当たり、議決を全く考慮しなかったことは、市政の執行責任という点で問題である。

⑤ 緞帳とグランドピアノの購入

緞帳は当初契約後にひきわり緞帳から、本緞帳との併用が変わったものであるが、市民の要望を踏まえてのものである。グランドピアノは調査結果を踏まえ、スタインウェイに決定し、正規特約店と随意契約したものである。それぞれ不合理な点はない。

(3) 工事仕上がりに関すること

① 屋根・外壁の凹凸

屋根・外壁の凹凸は、類似建物の仕上げによく見られるパターンであり、設計・施工ミスには該当しない。ただし、事前に広く市民の理解を得ておくべきであった。

② 音漏れ

引渡し後、改善工事により対応がなされた。結果論として、雨の音量が想定値を超えたものであるが、最近の集中豪雨について設計上の配慮が必要であった。

③ 雨漏り

引渡し後、補修工事により対応がなされた。完成検査時の散水試験が不十分であったため生じたものであり、設計・施工上の問題と捉えるべきものではない。

2 第三者委員からの提言

- (1) 公文書管理法の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程等を検証できるように文書を適正に作成管理すべきである。
- (2) 市政の一般的な問題や個別の争点については、時宜を捉えて市民に説明し、納得を得る機会を持つよう努力されることを期待する。
- (3) 文化会館改築に当たり、市民の不安や不満を抱かせたことを真摯に反省し、市民の信頼を回復して愛される文化会館となることを期待する。

3 これまでの経過

別紙のとおり